

介護・福祉

介護保険

問 福祉課介護保険・老人福祉グループ ☎62-0562 串本町地域包括支援センター ☎62-6005

介護が必要になったら

介護サービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

対象者

- ▶65歳以上の方(第1号被保険者)
原因を問わず日常生活に介護や支援が必要となったとき
- ▶40～64歳の方(第2号被保険者)
政令で定められた病気(16種類の特定疾病)により介護や支援が必要となる時

1. 申請

介護サービスの利用を希望する方は、町の窓口で「要介護認定」の申請を行います。(家族でも可)

申請に必要なもの

- ☒ 要介護・要支援認定申請書
- ☒ 介護保険被保険者証
- ☒ 医療保険情報が確認できるもの(40～64歳の方)

2. 認定調査等

調査員が自宅等を訪問し、心身の状況などについて調査を行います。また、医師が心身の状況についての意見書を作成します。

3. 審査・判定

認定調査の結果によるコンピュータ判定(一次判定)と、医師の意見書を基に「介護認定審査会」で審査(二次判定)し、要介護状態区分の判定が行われます。

※「介護認定審査会」は、医療・保健・福祉の専門家で構成されています。

4. 認定・通知

介護認定審査会の審査結果に基づいて「非該当(自立)」「要支援1・2」「要介護1～5」までの区分に分けて認定され、その結果が通知されます。

非該当(自立)	要支援1・2	要介護1～5
介護保険サービスは利用できませんが、介護予防教室などの一般介護予防事業が利用できます。	要支援者に対する地域支援事業、介護予防サービス、地域密着型サービスの一部が利用できます。	在宅サービス、施設サービスと地域密着型サービスが利用できます。

5. 介護サービス・介護予防サービス計画の作成

サービスを利用する前にケアマネジャー(介護支援専門員)や地域包括支援センターが介護・介護予防サービス計画を作成します。施設に入所して利用するサービスについては、入所する施設内で介護サービス計画を作成して利用します。

この計画がないと、介護保険を利用することができません。

6. サービスの利用

介護サービス・介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。利用者負担は原則として費用の1割(一定以上の所得のある方は2～3割)です。

※保険料が未納の場合、給付制限があり、利用者負担が3割になることがあります。

※介護保険の対象とならないサービス費用もありますので、サービス利用時には必ず町の窓口や担当ケアマネジャーに確認してください。



介護・福祉

〈 広告 〉



社会福祉法人串本福祉会

和歌山県東牟婁郡串本町二色160番地

TEL 0735-62-5165(代) FAX 0735-62-5338

✉ nisikien@dream.ocn.ne.jp http://nishikien.ne.jp



あゆみます 老いとの共生の道

- ・ 介護老人福祉施設
特別養護老人ホームにしき園
地域密着型特別養護老人ホーム上野山にしき園
- ・ 短期入所生活介護
にしき園指定短期入所生活介護事業所
ショートステイ上野山にしき園
- ・ にしき園指定通所介護事業所
- ・ にしき園指定居宅介護支援事業所
- ・ にしき園指定訪問介護事業所
- ・ 認知症対応型共同生活介護
グループホーム潮岬あゆみ園
- ・ 小規模多機能型居宅介護
ほっとハウスうわの園
- ・ 住宅型有料老人ホーム
潮騒の家
- ・ にしき園診療所



【1か月のサービス利用額の目安】

要介護状態区分ごとに1か月に居宅サービスで利用できる上限(支給限度額)が設定されています。限度額を超えたサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。

居宅サービスの1か月の支給限度額の目安	
要介護度	支給限度額(月額)
要支援1	5万320円
要支援2	10万5,310円
要介護1	16万7,650円
要介護2	19万7,050円
要介護3	27万480円
要介護4	30万9,380円
要介護5	36万2,170円

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

要介護・要支援認定を受けなくても、「基本チェックリスト」により国が定める基準に該当すれば、要支援1で受けられるサービスと同等の地域支援事業(ホームヘルプサービス、デイサービス)を利用することができます。

対象者

▶65歳以上の方(第1号被保険者)

1. 申請

総合事業の利用を希望する方は、地域包括支援センター(☎62-6005)の窓口で申請を行います。心身の状況について聞き取りを行いますので、ご本人がお越しください。

申請に必要なもの

☑介護保険被保険者証

2. 基本チェックリストと聞き取りによる判定

25項目の簡単な質問にチェックリストで回答していただきます。また、その際に心身の状況などについて地域包括支援センター職員が聞き取りを行い、国が定める基準に該当すれば総合事業対象者として認定され、その結果が通知されます。

3. 介護予防ケアマネジメント計画の作成

サービスを利用する前に、地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメント計画を作成します。

4. サービスの利用

介護予防ケアマネジメント計画に基づいてサービスを利用します。利用者負担は要支援・要介護認定を受けた場合と同様となっています。

※総合事業の対象となるサービスは地域支援事業のみとなります。福祉用具の貸与・購入や住宅改修などは対象外となりますのでご注意ください。

1か月のサービス利用額の目安

1か月に地域支援事業のサービスで利用できる上限(支給限度額)は5万320円まで(要支援1と同等)となります。限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額自己負担となります。



介護保険で利用できるサービス

問 福祉課介護保険・老人福祉グループ ☎62-0562 串本町地域包括支援センター ☎62-6005

▶ ケアプランの作成や居宅サービス利用に係る支援

居宅介護支援

要介護の方を対象に、ケアマネジャーに居宅介護サービス計画を作成してもらうほか、居宅介護サービスの利用支援が受けられます。

介護予防支援

要支援の方を対象に、地域包括支援センターの職員などに介護予防サービス計画を作成してもらうほか、介護予防サービスの利用支援が受けられます。

▶ 居宅サービス

訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、食事、入浴、排泄などの身体介護や、調理、洗濯、掃除、買い物などの生活援助が受けられます。

訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらうなど、入浴の介助が受けられます。

訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

リハビリテーションの専門家に訪問してもらい、自宅でのリハビリテーションが受けられます。

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導

薬剤師に訪問してもらい、薬の飲み方など療養上の管理・指導が受けられます。

訪問看護、介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理などが受けられます。

通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンター(日帰り介護施設)に通い、食事、入浴などの介護や機能訓練、レクリエーションが受けられます。

通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、機能訓練などが日帰りで受けられます。

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受けられるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。サービスは、包括型(一般型)と外部サービス利用型に区分されます。

※介護予防サービスは、要支援1・2の方を対象としていますので、状態の改善と悪化の予防を目的とした内容となります。

▶ 施設サービス

※要支援1・2の方は施設サービスを利用できません。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活において常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。（新規入所は、原則、要介護3以上）

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションが受けられます。

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護が一体的に受けられます。

▶ 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護 ※要支援2のみ）（グループホーム）

認知症と診断された高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
※要支援1・2の方が利用できるサービスは、（）書きのものです。
※上記のほかにも、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護などがあります。新規に入所できるのは、原則要介護3以上の方です。

▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

心身の機能が低下した方に、日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。
〔車椅子、車椅子付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置（※要介護4・5の方のみ）、＊手すり、＊スロープ、＊歩行器、＊歩行補助つえ〕
※要支援1・2、要介護1の方は、原則として＊の用具のみの利用となります。

特定福祉用具購入（特定介護予防福祉用具購入）

対象となる福祉用具（腰掛便座、入浴補助用具など）の購入費を支給します。（上限は年間10万円）
※事業者指定制度が導入され、県の指定を受けていない販売業者から購入した福祉用具は保険給付の対象外となります。
※受領委任状を利用する場合は、事前の申請が必要です。
※2024年（令和6年）4月1日より、スロープ（工事をとまらないもの）、歩行器、歩行補助つえ（一部を除く）は、「貸与」と「購入」を選択できるようになりました。

居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）

対象となる改修（手すりの取り付け、段差の解消など）の費用を支給します。（上限20万円）
※事前の申請が必要です。

▶ 地域支援事業

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の方及び基本チェックリストにより対象者となった方について、掃除・洗濯等の日常生活上の支援を受けられる訪問型サービスや、機能訓練や集いの場などの通所型サービス、適切にサービスを受けるための介護予防ケアマネジメント計画作成等のサービスが受けられます。

一般介護予防事業

65歳以上の方を対象に、介護予防教室などが受けられます。



介護・福祉

〈 広告 〉

ご自宅や施設への訪問看護についてのご相談ありましたらお問い合わせ下さい

介護保険・医療保険 ご利用いただけます

精神科訪問看護も対応しております
24時間対応指定事業所

訪問看護ステーション

り あ ん

お問合せ TEL 0735-65-3080
FAX 0735-65-3081

串本町串本10-13

今日摘んでも、明日また葉を伸ばす明日葉（あしたば）
いつまでも生きがいを持って楽しい在宅生活を

高齢者応援
明日葉の郷

介護のご相談窓口・居宅介護支援事業所 明日葉の郷
介護ヘルパー・介護タクシーまりん／デイサービス明日葉の郷

株式会社 明日葉の郷
〒649-3502 東牟婁郡串本町潮岬2688番地の7
電話 0735-67-7887 FAX 0735-67-7888
E-mail ; marine-care@river.ocn.ne.jp

地域で暮らす高齢者とその家族の悩みや相談に対応する総合相談窓口です。串本町では、住み慣れた地域で安心して生活できることを目指し、様々な相談に応じます。

総合相談支援

高齢者やその家族、近所に暮らす方などの介護に関する悩みや心配事に応じます。

介護だけでなく、健康や福祉、医療や生活に関することなど、何でもご相談ください。

権利擁護と虐待防止

成年後見制度の紹介や利用支援、悪質な訪問販売による被害の防止、高齢者虐待防止などの相談に応じ、高齢者の権利を守ります。

介護予防ケアマネジメント

自立して生活できるように支援します。

介護保険制度の要支援1、2に認定された方と総合事業対象者(65歳以上で、基本チェックリストの基準に該当した方)の介護予防ケアプランを作成します。

認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症施策を推進します。

子どもから高齢者まで認知症の症状や早期対応方法について正しく理解するための啓発を進めるとともに、医療機関や介護サービス事業者等関係機関との緊密な連携により、早期発見・早期対応、認知症の人の生活支援を推進します。

権利擁護サポートセンター「こうけん くしもと」

問 権利擁護サポートセンター「こうけん くしもと」 ☎67-7180

権利擁護(認知症、知的・精神障がいなどを持つ方の権利を守り、安心して自分らしく暮らせるように支えること)を必要とする方や関係者からの相談を受け、その方の権利を守り、適切な支援を実施し、必要があれば関係機関につなぐ窓口です。

相談 判断能力に不安があり、生活や財産の管理にお困りの方や関係機関などの相談窓口です。成年後見制度の利用や、本人に一番よい支援をいっしょに考えます。

普及啓発 「こうけん くしもと」の役割や成年後見制度を知っていただき、早期に適切な支援につながるよう、説明会や研修会を行います。

手続支援 成年後見制度の手続きに必要な書類の説明や書き方、内容の確認などをサポートします。

後見人支援 後見人などになった親族の方などの相談に応じ、安心して活動できるようにサポートします。



介護・福祉

〈 広告 〉

家じまい・福祉整理
生前整理・遺品整理

売・買

雑貨・レトロ玩具等 歓迎!!
地域密着 女子スタッフ在籍

リサイクル & ディスカウント

HAMARO

●プリキ玩具
●ファンシーグッズ
●昔のゲーム など

串本町串本1475-1
TEL 0735-62-6722
古物商許可番号 65111000233号



リハビリ訪問看護センター
ケアプランセンター

やたがらす

串本出張所
649-4122 串本町西向842-7
TEL:0735-67-7220

本社
649-5312 那智勝浦町字久井1730-324
TEL:0735-30-4066

TRYAD合同会社



高齢者の福祉

問 福祉課介護保険・老人福祉グループ ☎62-0562
住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

配食サービス事業

在宅の高齢者等が健康で自立した生活を送ることができるよう、指定サービス業者が弁当を届け、安否確認を行います。配食回数は、昼夕各1回の1日2回までです。

対象者 安否確認を必要とする高齢者のひとり暮らし、高齢者のみの世帯またはそれに準ずる世帯に属する高齢者等で、調理することが困難な方です。

利用者負担 1食あたり 620円
※利用するためには申請が必要です。

家族介護用品支給事業

在宅において要介護1～5と認定された高齢者を介護している家族に、紙おむつや尿取りパットを支給することによって経済的負担の軽減を図ります。

支給限度 ▶要介護4～5で世帯全員が市町村民税非課税の場合、年間75,000円分までの紙おむつ等を支給します。
▶常時失禁状態の要介護1～5までの方で、世帯全員が市町村民税所得割が非課税かつ要介護者本人が市町村民税非課税である場合、年間55,000円分までの紙おむつ等を支給します。
※毎年申請が必要です。

緊急通報システム運営事業

一人暮らしの高齢者等の急病や事故等の緊急事態に対処し、日常生活における不安の解消及び安全の確保を図るため、緊急通報システム装置を設置します。

対象者 在宅の65歳以上の心身病弱な独居高齢者または高齢者のみの世帯で、継続して安否の確認を要する方

利用者負担 設置費用は無料(電話回線等の通話料は別途必要)
※申請が必要です。

ねたきり老人等扶養手当

対象者 ねたきり老人等(下記のすべてに該当する方)を介護している方で、串本町に1年以上住所を有する方に支給します。

- ▶要介護4または要介護5の認定を受けており、居宅において寝たきり状態にある方
 - ▶在宅で介助がなければ食事や排せつ等の日常生活に支障があると医師が認めた方
- ※申請が必要です。

手当額 年額60,000円(月額5,000円)

支給月 9月、3月

高齢者訪問理・美容サービス事業

外出が困難な在宅の高齢者に対して、訪問による理容・美容サービスを実施し、清潔で快適な在宅生活を送れるよう支援します。

対象者 「ねたきり老人等扶養手当」の対象者と同じ

利用者負担 1回あたり 2,000円

利用回数 最大4回/年
※申請書の提出月に応じて利用回数が異なります。
※毎年申請が必要です。

敬老祝金・敬老会事業

長年にわたり社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、その長寿を祝福するため、節目となる年齢の方に祝金を支給します。また、敬老会事業として、90歳以上の方に記念品を贈呈します。

敬老祝金 ▶77歳 5,000円
▶88歳 7,000円
▶99歳 10,000円 ▶100歳以上 20,000円

敬老会記念品 ▶90歳以上95歳未満 3,000円(商品券)
▶95歳以上100歳未満 5,000円(商品券)
▶100歳以上 10,000円(商品券)

老人クラブ

高齢者が仲間づくりを通じて、健康づくりや社会活動に取り組み、生きがいをもって過ごしていただくため、各地域の老人クラブ(37団体)の活動と、その老人クラブで構成する老人クラブ連合会の活動を支援しています。

老人憩の家

地域での高齢者の健康増進、教養の向上とレクリエーションのための場を提供する集会所的施設です。65歳以上の方が利用できます。

名称	所在地
串本町老人憩の家「わかしお」	串本1252番地
串本町老人憩の家「鶴ヶ浜」	西向1493番地1 ※現在、旧西向幼稚園(西向858番地3)を代替施設としています。
串本町老人憩の家「福寿荘」	姫718番地

老人医療費助成制度

問 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

対象者 住民税非課税世帯に属する67～69歳の方で、収入・資産等の要件をすべて満たす方

制度の内容 保険適用医療費の自己負担額を通常の3割から2割負担に軽減します。



介護・福祉

障がい者の福祉

問 福祉課障害福祉グループ ☎62-0562 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

障がい者・障がい児がその有する能力と適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスにかかる給付その他の支援を行います。それにより、福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

各種障害手帳

▶ 身体障害者手帳

身体に永続すると認められる障がいがある方に、和歌山県より身体障害者手帳が交付されます。

交付申請手続

- ☑ 交付申請書 ☑ 写真1枚
- ☑ 診断書(身体障害者福祉法第15条における指定医師が書いたもの)を福祉課窓口へ提出してください。

障害程度の区分

障がいの程度によって、1級から6級に区分されます。

▶ 療育手帳

知的障がい者(児)への一貫した指導、相談を行い、種々の援助措置が受けられるよう、和歌山県より知的障がい者(児)に療育手帳が交付されます。

交付申請手続

- ☑ 交付申請書 ☑ 写真1枚 ☑ 診断書(18歳未満)
- ☑ 相談調査票(18歳以上)を福祉課窓口へ提出してください。

障害程度の区分

知的障がいの程度が、最重度の場合は「A1」、重度の場合は「A2」、中度の場合は「B1」、軽度の場合は「B2」と区分されます。

▶ 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

交付申請手続

申請は、病院に初めてかかった日(初診)から6か月以上たった日からできます。

- ☑ 交付申請書 ☑ 写真1枚
- ☑ 診断書(作成日が申請日から3か月以内のもの)又は精神障がいを支給事由とした障害年金もしくは特別障害給付金を現に受給していることを証する書類(年金証書)の写し

障害程度の区分

精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判定し、日常生活に支障をきたす程度が強い順に1級から3級に区分されます。

福祉タクシー事業

重度の障がいのある方に対し福祉タクシー利用券を交付し、初乗りの基本料金を助成します。(年間12枚)

対象者

本町の住民基本台帳に記録されている方で在宅かつ次のいずれかに該当する方

- ▶ 身体障害者手帳の等級が1級若しくは2級、又は障がいの種別が第1種の方
- ▶ 療育手帳の程度がA判定の方
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方

障害福祉サービス

▶ 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で、入浴や排せつ、食事の介護など、生活全般にわたる介護サービスを行います。

▶ 重度訪問介護

重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅での介護や外出時の移動支援などを総合的にを行います。

▶ 同行援護

視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時の移動の支援やその他の外出する際に必要な援助を行います。

▶ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。

▶ 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方の中でも介護の必要性が特に高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。



介護・福祉

〈 広告 〉



社会福祉法人
和歌山県福祉事業団
Wakayama Social Welfare Corporation

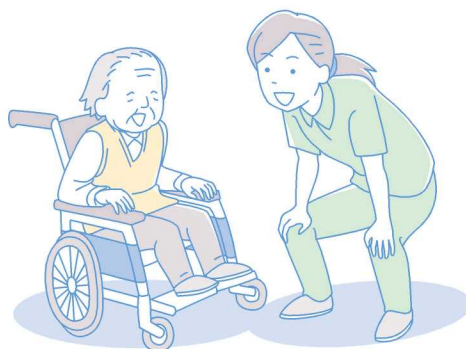


生活介護事業所 ふわり

- 東牟婁サポートセンター とも(相談支援)
- 生活介護事業所 ふわり
- グループホーム ふわり
- 児童デイサービス ふわり
- 障害者支援施設 古座あさかせ園



<http://www.wfj.or.jp>



▶ 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を行う方が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

▶ 生活介護

常に介護が必要な方に、日中、施設での入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。

▶ 療養介護

常に医療と介護を必要とする方に、病院などの施設で、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。

▶ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。

▶ 就労選択支援

障がいのある方が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択をするサービス。

▶ 就労移行支援

就労を希望する方に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。

▶ 就労定着支援

就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に、3年間就労の継続に必要な相談、指導等の支援を行います。

▶ 就労継続支援(A型・B型)

一般企業などで雇用されることが困難な方に、働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。

▶ 共同生活援助(グループホーム)

障がいのある方に、夜間や休日、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。

▶ 施設入所支援

介護が必要な方や通所が困難な方に、居住の場を提供し、主に夜間における日常生活上の支援を行います。

▶ 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を受けていた障がいのある方が自宅で自立した日常生活を営むため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時通報や相談、情報提供・助言を行います。

▶ 計画相談支援

福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行います。

▶ 地域移行支援

施設に入所している方又は精神科病院に入院している方等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に、住居の確保や相談等の必要な支援を行います。

▶ 地域定着支援

自宅で一人で生活している障がいのある方に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、その他必要な支援を行います。

その他の日常生活支援等

▶ 移動支援

障がいのある方のうち、屋外での移動が困難な方に外出のための支援を行います。

▶ 日中一時支援

障がいのある方を障害福祉サービス事業所等で支援することにより、日中における活動の場を提供し、家族の就労支援や介護負担の一時的な軽減を図ります。

▶ 地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会・社会交流の場を提供することで、障がいのある方の地域生活支援の促進を図ります。

▶ 日常生活用具の給付等

障がいのある方に、障がいの内容や程度に応じて日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。(ただし、介護保険による給付を受けることができる場合は対象となりません。)

▶ 日常生活用具…特殊寝台、入浴補助用具、ネブライザー、ストーマ装具、紙おむつ など

▶ 補装具費の支給

身体障害者手帳の交付を受けている方に障がいにより失われた機能を補うための補装具の購入費・修理費を支給します。(ただし、一部介護保険が優先します。)

▶ 補装具…義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行補助つえ、補聴器 など

▶ 住宅改修費の助成

一定の障がいのある方が、手すりの取り付けや床の段差解消などの住環境を整備する場合、費用の一部を助成します。(ただし、介護保険が優先します。)

▶ 自動車改造の助成

一定の障がいのある方が、就労などのために自分が所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置などの一部を改造する場合の費用に対して、10万円を限度として助成します。(所得制限あり)

▶ 手話通訳者等の派遣

聴覚、言語機能、音声機能などに障がいのある方のコミュニケーション支援のため、手話通訳者や手話奉仕員、要約筆記者を派遣します。

▶ 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。



障害児通所支援事業

▶ 児童発達支援

未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

▶ 放課後等デイサービス

就学しており、授業の終了後または学校が休みの時などに支援が必要と認められた障がいのある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

▶ 保育所等訪問支援

障がい児施設などで指導経験がある児童指導員や保育士が保育所等を訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対して、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

▶ 居宅訪問型児童発達支援

重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がいのある児童に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行います。

▶ 障害児相談支援

障がいのある児童の福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行います。

県の手当、町の手当

	手当の種類	支給要件	支給額等
県の手当等	特別児童扶養手当	20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がい、もしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方に支給されます。(所得による支給制限あり)	1級 月額58,450円 2級 月額38,930円 (令和8年度時点) ※手当の額は毎年4月に消費者物価指数の変動率に応じて改定されます。
	障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童に支給されます。(所得による支給制限あり)	月額16,560円 (令和8年度時点) ※手当の額は毎年4月に消費者物価指数の変動率に応じて改定されます。
	特別障害者手当	精神または身体に著しく重度の重複障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の障がい者(20歳以上)に支給されます。(所得による支給制限あり)	月額30,450円 (令和8年度時点) ※手当の額は毎年4月に消費者物価指数の変動率に応じて改定されます。
	心身障害者扶養共済	障がいのある方を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一(死亡・重度障がい)のことがあったときに、障がいのある方に終身にわたり一定額の年金を支給します。県の条例に基づいて実施されています。	

	手当の種類	支給要件	支給額等
町の手当等	心身障害児(者)福祉年金	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている障がい児・者に支給します。ただし、年間所得が10万円以上ある方は対象とならず、20歳以上の身体障害者手帳・精神障害者福祉保健手帳の交付を受けている方については、障がい者程度等級が1級以上の方に限ります。	年額3万円 基準日8月1日(年払)
	心身障害児福祉手当	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持する20歳以下の方のうち、重度心身障害児(者)医療費助成制度・子ども医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度を受けている方以外の方に手当を支給します。	▶ 在宅の心身障がい児 年額48,000円 ▶ 在宅以外の心身障がい児 年額14,400円 基準日8月1日(年払)
	心身障害児奨学金	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持する6歳から20歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある方で、町長が認める町外の学校に通学している方に支給します。	年額15,600円 基準日8月1日(年払)



医療

問 住民課医療保険・年金グループ ☎62-0561

▶ 重度心身障害児(者)医療費助成制度

- 対象者 ▶ 身体障害者手帳1級、2級、3級
▶ 療育手帳A判定
▶ 特別児童扶養手当1級
▶ 精神障害者保健福祉手帳1級、2級
※所得制限あり

制度の内容 保険適用医療費の自己負担額を助成します。
※身体障害者手帳3級は住民税非課税世帯の入院にかかる医療費のみ助成

問 福祉課障害福祉グループ ☎62-0562

▶ 自立支援医療(更生医療)

18歳以上の身体障がい者に対し、その障がいを軽減して日常生活能力、就業能力を回復・改善することを目的として、指定された医療機関で行われる治療(手術)にかかる医療費を助成します。

原則、医療費の1割が自己負担となりますが、所得により自己負担の上限があります。

▶ 自立支援医療(育成医療)

身体に障がいや有するまたは現存する疾患を放置した場合に身体に障がいが残ると認められる18歳未満の児童で、生活能力を得るため、手術などにより確実な治療効果の見込みのある方に、指定された医療機関での治療にかかる医療費を助成します。原則、医療費の1割が自己負担となりますが、所得により自己負担の上限があります。

▶ 自立支援医療(精神通院医療)

精神に障がいや有し、継続的に通院による医療の必要がある方に、指定された医療機関での治療にかかる医療費を助成します。原則、医療費の1割が自己負担となりますが、所得により自己負担の上限があります。

ひきこもり者支援

問 福祉課 ☎62-0562

仕事や学校に行けておらず、かつ家族以外の人との交流がほとんどできずに、6か月以上続けて自宅に引きこもっている状態の15歳以上の方を対象に、ご本人やご家族からの相談、社会体験活動への参加など支援し、「居場所」を提供することを目的とした、ひきこもり者社会参加支援センター

が開設されています。見学や体験をご希望の方は、下記にお問い合わせください。

【ひきこもり者社会参加支援センター「あづまプラッツ」】

〒647-0015 新宮市千穂2丁目5-20

☎・FAX 0735-22-5570

生活保護制度

問 福祉課 ☎62-0562

生活保護制度は、憲法25条の理念に基づき、暮らしに困っている世帯に最低限度の生活を保障するため必要な給付を行うとともに、自分たちの力で生活していけるよう支援することを目的としています。保護の決定は、福祉事務所を設置している和歌山県が行います。詳しくは福祉課又は下記にお問い合わせください。

【東牟婁振興局 串本支所】

〒649-4122 串本町西向193

☎0735-72-0525

【東牟婁振興局 健康福祉部】

〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8

☎0735-21-9610

生活困窮者自立支援制度

問 福祉課 ☎62-0562

生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに、生活困窮者に対する自立の促進を図ります。福祉事務所を設置している和歌山県が窓口となりますので、詳しくは下記にお問い合わせください。

【東牟婁振興局 串本支所】

〒649-4122 串本町西向193

☎0735-72-0525

【東牟婁振興局 健康福祉部】

〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2丁目4-8

☎0735-21-9610



介護・福祉

Consideration

accessibility

accessibility

困っている人を見かけたら、なんと声をかけますか？

社会環境に「バリア」があることによって、困っている人がいます。
まちなかや駅、学校などでバリアに困っている人を見かけたら、あなたはどのようにしますか？

「○○しましょうか？」

困っていることがわかり、自分が何をすればよいかが察知できたら「私が○○しましょうか？」などと声をかけてみましょう。具体的な提案をすると、わかりやすいでしょう。



Point

- ▶ 付添い者や介助者でなく本人に声をかけましょう。
- ▶ 見ることが困難な人には、正面または横から声をかけましょう。
- ▶ 聞くことが困難であることがわかった場合には、文字や絵を書いたりして伝えてみましょう。

出典元:国土交通省「障害ってどこにあるの? ことと社会のバリアフリーハンドブック」<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf>

民生委員・児童委員

問 福祉課 ☎62-0562

民生委員・児童委員(主任児童委員)

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者など、援助を必要としている地域住民のよき相談相手となり、関係機関とのパイプ役として、地域福祉の推進のために活動しています。

また、民生委員・児童委員のうち主任児童委員に指名された委員は、児童福祉に関する相談を専門的に担当しています。

いずれも秘密を厳守しますので、相談者のプライバシーは守られます。

串本町立和深総合センター

問 串本町立和深総合センター ☎67-0174

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、相談員を配置し、日常生活の悩みや不安等について相談に応じています。

また、毎週火曜日に和深地域(田子～里川)の65歳以上の元気な老人を対象としたデイサービス事業を行い、地域住民の交流を図りながら生きがいづくりや介護予防に取り組んでいます。

その他

サンゴの湯優待入浴券

問 企画課 ☎62-0556

下記に該当される方に対し、串本温泉浴場「サンゴの湯」の優待入浴券を発行しています。(通常入浴料 大人500円)

◎250円割引券

対象者 町内に住所を有する70歳以上の方

◎350円割引券

対象者 生活保護法適用者
身体障害者福祉法適用者
精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている方

※優待入浴券の発行を希望される方は、対象となることがわかるもの(年齢が確認できる書類や障害者手帳など)をご用意のうえ、役場窓口で申請をしてください。

※優待入浴券は入浴する際に必ず提示してください。

提示されない場合は割引が適用されませんので、ご注意ください。

串本町コミュニティバス料金の割引

問 企画課 ☎62-0556

下記に該当される方は、バス利用料が100円になります。

- ▶75歳以上の方
- ▶障害者手帳等をお持ちの方
- ▶介護保険の要介護、要支援または事業対象者の認定を受けた方
- ▶要介護者等又は「介護付用」の表示がある障害者手帳を所持されている方と同乗される介護者の方

※上記に該当する方には、「コミュニティバス割引証」を交付しています。交付を希望される方は、役場企画課の窓口までお越しください

※乗車時にコミュニティバス割引証または対象であることがわかるもの(障害者手帳や介護保険証など)を必ず提示してください。提示されない場合は割引が適用されませんので、ご注意ください。



介護・福祉

Consideration

困っている人を見かけたら、なんと声をかけますか？

社会環境に「バリア」があることによって、困っている人がいます。

まちなかや駅、学校などでバリアに困っている人を見かけたら、あなたはどのようにしますか？

わからなければ、何ができるか「聞く」

困っていそうだけれど、何に困っているのかわからない、何をすべきかわからない場合もあります。そのようなときには、「何かお困りでしょうか?」「私ができることがありますか?」と聞いてみましょう。



Point

- ▶困っていてサポートが必要な場合には、具体的にその内容や方法を聞きましょう。
- ▶相手の気持ちを尊重し、言われたこと以外はしないようにしましょう。

出典元:国土交通省「障害ってどこにあるの?こころと社会のバリアフリーハンドブック」<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001707532.pdf>